

# かいりゅうば



Vol.150



令和6年6月  
国土交通省  
東北地方整備局  
仙台河川国道事務所  
仙台南部流域治水出張所  
岩沼市館下一丁目2-9  
TEL 0223-22-2801

## 令和6年度海岸功労者表彰式

6月21日（金）に一般社団法人全国海岸協会主催による、海岸功労者表彰式が行われました。東北地方整備局が推薦した団体、「認定NPO法人 エバーラスティング・ネイチャー（ELNA：エルナ）」が、海岸環境の美化保全に努められるなどの、海岸愛護活動の功績者として、他の8団体2個人とともに表彰されました。

### 団体紹介

認定NPO法人  
エバーラスティング・ネイチャー



- ・ 1999年設立
- ・ 海洋生物および海洋環境の保全を目的に設立
- ・ 2003年～  
海岸に漂着する死亡ウミガメ調査を精力的に実施  
行政や水族館・NPO等の関係機関、地域住民とのネットワークを構築しモニタリングを実施



▲表彰式の様子（ニッショーホール）



▲活動状況報告の様子

自分達の活動が地域  
貢献に繋がっているのが  
嬉しいです。  
今回の受賞は、今後の  
活動の励みになります。

### 仙台南部海岸における活動例

- ・ 平成25年（2013年）から、10年以上にわたって、カメの死亡漂着等、工事の支障となり得る漂着物判別や処分を現地で実施
- ・ 可能な限り、宮城県の現地まで駆けつけるだけでなく、来られなくてもメール等で対応を助言等
- ・ 目印のあるカメの場合も、その経緯を関係機関に聴取する等、迅速な支援により現場作業員が困る案件を解消していた



カイガンマン



表彰状が授与されたよ！

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

7月 は 「海岸愛護月間」 です 7月1日～31日 ヒトテちゃん





# 海岸のルールを守りましょう！！



▲岩沼海岸 R6.5.8撮影

当出張所では毎週、山元海岸（笠野・中浜工区）と岩沼海岸（蒲崎工区）のパトロールを実施して、異常がないかの確認や、危険箇所への注意喚起看板の設置などをおこなっております。

掲載の写真は、パトロールで見つかった、不法行為の一例です。

勝手に海岸に構造物を作る行為は禁止されており、海岸法では処罰の対象となる場合があります。

7月は海岸愛護月間です。美しく、安全で、いきいきした海岸を目指してルールを守って利用しましょう。



▲岩沼海岸 R6.5.14撮影



▲岩沼海岸 R6.5.28撮影

蒲崎海岸の「震災に耐えた堤防」に自生していて、堤防復旧工事に伴い保護し、旧仙台海岸出張所の花壇に植え替えをした、震災に耐えたマルバシャリンバイ。

ここ最近の気温上昇による影響もあり、例年より2週間ほど早い開花となりましたが、今年も白く綺麗な花を、たくさん咲かせてくれました。

震災に耐えた

マルバシャリンバイ



▲R6.5.21撮影